

別表第1 (第13条関係)

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	リ 情報通信技術利用法の適用による方法	当該文書又は図画1枚につき10円
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき八十円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)

4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき 390 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき 100 円（縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものについては、1,300 円）
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき 290 円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき 430 円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき 290 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき 580 円
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙 100 枚までごとにつき 200 円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	一ファイルにつき 410 円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙 1 枚につき 10 円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 50 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 100 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 120 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	チ 電子情報処理組織を使用する方法	1 ファイルにつき 210 円
	リ 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1 巻につき 7,000 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額

	ヌ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき 800 円（日本工業規格 X6135 に適合するものについては 2,500 円、国際規格 14833、15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円、10,500 円又は 12,900 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ル 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき 1,800 円（日本工業規格 X6142 に適合するものについては 2,600 円、国際規格 15757 に適合するものについては 3,200 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヲ 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき 590 円（日本工業規格 X6129、X6130 又は X6137 に適合するものについては、それぞれ 800 円、1,300 円又は 1,750 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき 390 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800 円（16 ミリメートル映画フィルムについては 13,000 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 10,100 円）に記録時間 10 分までごとに 2,750 円（16 ミリメートル映画フィルムについては 3,200 円、35 ミリメートル映画フィルムについては 2,650 円）を加えた額
9 スライド及び録音テープ（第 9 条第 5 項に規定する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき 680 円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200 円（スライド 20 枚を超える場合には、5,200 円にその超える枚数 1 枚につき 110 円を加えた額）
備考 1の項ハ若しくは二、2の項ハ又は7の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		